

新ごみ処理施設整備事業について

現施設の稼働については、建設当初、地元関係4区（松之郷区、滝沢区、三ヶ尻区、酒蔵区）と平成10年度から15年間の稼働期間の協定を締結したが、将来的なごみ量や施設の状態を考慮し、平成25年3月に更に15年間の稼働期間の延長に係る協定を締結した。その協議の中で地元区からは、新施設については他の場所への移転を強く主張されたことから、協定書に新施設の建設については他の場所で行う旨を明記し、15年間の延長期間の中で新施設整備を行うこととなった。

新施設整備計画を進めるにあたり、まずは財政面や施設運営面等を考慮した場合に広域での処理が有効であることから、山武郡市環境衛生組合へ「一部事務組合の合併について」、2つの組合にまたがる山武市へ「新施設への参画について」の照会をかけたところ、それぞれ「現時点での合併は困難」、「新施設建設計画には山武市の成東地域のごみを含めない方向で計画するようお願いする」との回答であったことから、当組合の新施設整備は東金市、大網白里市、九十九里町の二市一町で計画する方針となった。

■経緯

<用地について>

新ごみ処理施設の用地選定については、平成22年度より構成団体と組合で協議をスタートさせ平成26年度には用地選定の手法として従来の「行政方式」に代わり、住民側から候補地の募集を募る「公募方式」を採用することで決定した。

公募については、東金市、大網白里市及び九十九里町内を対象に平成27年8月3日から同年11月30日の期間で行ったところ、地権者及び区長から8箇所の応募があった。その後、1次評価、2次評価の選定等を経て、3箇所（金谷郷地先（山辺3区）、福俵地先（福俵区）、上武射田地先（上武射田区））に絞られた。

3箇所の候補地については、最終評価にあたり、評価項目の一つである住民理解度・協力度を測るために各候補地の当該区及びその周辺区の住民を対象とした説明会を開催した。説明会終了後は、外部の委員で組織される「新ごみ処理施設用地検討委員会」と行政機関側それぞれで最終評価を行い、平成29年7月30日には「新ごみ処理施設用地検討委員会」から、最終評価結果として、1位東金市上武射田地先、2位東金市福俵地先、3位大網白里市金谷郷地先という結果が組合管理者宛てに答申がなされたものである。

平成29年8月3日には「新ごみ処理施設用地検討委員会」の答申と併せて、行政機関側の評価結果も取り入れた中で理事者会議（首長会議）が行われ、最終的な審議を行っていただき、同日、組合全員協議会では、その審議結果を報告させていただき、「新ごみ処理施設用地検討委員会」の答申のとおり、東金市上武射田地先が最終候補地として決定したところである。

最終候補地決定後の住民説明会 ※出席者：東金市長、大網白里市長、九十九里町長

平成29年12月 3日 上武射田区住民説明会

平成30年 2月 4日 下武射田区住民説明会

平成30年 4月 22日 高島区住民説明会

その他、関係区以外の説明会

平成29年10月 7日 豊成地区説明会

平成29年11月18日 求名地区住民説明会

<施設整備について>

新施設の整備に係る検討については、平成25年度から平成29年度にかけて構成団体と組合で協議等を重ね、ごみ処理の基礎的な事項の検討や中間処理システムの検討、ごみ処理方式の検討方法など多岐に渡る検討項目を抽出し進めた。この内、ごみ処理方式の検討方法については、有識者で組織する「新ごみ処理施設処理方式検討委員会」を発足し今年度より協議を開始する。

平成27年3月策定 施設整備基本構想

新施設の整備基本方針、計画ごみ処理量・施設規模の算定（ごみ焼却施設：150t、粗大ごみ処理施設等：22t）、概算工事費、施設面積等の想定、処理システム、事業方式の検討などの取り纏めである。

※粗大ごみ処理施設等には、粗大ごみの他、ビン・ガラス類、ペットボトル、缶類、蛍光灯・廃乾電池の処理を含む。)

平成30年3月策定 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で策定が義務付けられており、国の指針では概ね5年毎に改定することとなる。本計画は、ごみ排出の実績、収集運搬・中間処理・最終処分の現状、ごみ処理に関する課題等の見直し、廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画である。

※本基本計画の中では計画ごみ処理量の算定を行い、国が定める「廃棄物処理基本方針」を考慮する中で新施設の施設規模の見直し等を行った。

（ごみ焼却処理施設：125t、粗大ごみ処理施設等：18t）

平成30年12月（策定予定） 循環型社会形成推進地域計画

地域計画とは、市町村が循環型社会形成の推進を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2に規定する基本方針（3R推進のための明確な目標と目標を達成するための具体的な各種施策等を記載する）に沿って作成するものであり、この計画に基づく施設整備事業に対して循環型社会形成推進交付金が交付される。